



福島原発さいたま訴訟

9/24(水) 第2回口頭弁論の傍聴にご参加を!

福島原発さいたま訴訟を支援する会

福島原発事故により、放射能汚染と被曝の恐怖にさらされて埼玉県に避難してきた被災者の方々は、懐かしい故郷を追われ、困難極まる避難生活を強いられています。このような被害を2度と繰り返させたくないと、6世帯16名の方々が、2014年3月10日、さいたま地裁に、国と東京電力を被告とする損害賠償請求訴訟を提起しました。

この訴訟は、①国と東電の責任の明確化 ②真の生活再建に足る損害賠償請求 ③事故の再発防止 を目的としています。私たちは、原告の方々を支えていくために、「福島原発さいたま訴訟を支援する会」を結成しました。

6月18日の第一回口頭弁論では、原告男性が、日常生活を破壊され、十分な賠償もないまま避難生活を強いられている現状を、深い憤りをこめて意見陳述し、原告代理人弁護士が、「国及び東京電力の法的責任を明らかにし、被害者への十分な賠償を求め、同様の事故を二度と起こさないための裁判」であることを強調しました。

訴状に記載された内容について、国側は、国会事故調や政府事故調の報告書に「記載がある」ものについては、「記載がある」事実のみを認め、それ以外について理由を述べずに否認。さらには、訴状における原告らの請求について、被告ら(国、東電)はいずれも棄却を求めました。

原告代理人弁護士は、その不誠実な態度を批判し、きちんと答弁するよう求釈明を行い、国側代理人は裁判長に促されて、**やっと次回期日：9月24日(水)15時開廷**が決まりました。被告側が訴状に対する認否をおこなう重要な期日です。

次回もまた傍聴席を満席にしましょう。ぜひご支援をお願いします!

福島原発さいたま訴訟第2回口頭弁論 とき：9月24日(水)15時開廷

さいたま地裁 (JR浦和駅西口より徒歩10分)

*傍聴券の抽選が予想されます。傍聴希望の方は14:15より前にお越し下さい。

終了後、**報告集会&原告との懇親会**があります。

会場：さいたま共済会館505号室 (さいたま地裁より徒歩3分)

支援する会は

- ▶原告団・弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- ▶裁判の内容を広く市民に伝える広報活動を行います。
- ▶原告団と連携して原告団・支援者交流会を開催します。
- ▶裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱい!!
- ▶会員を拡大しカンパを募ります。



会員募集中!!

支援する会の年会費は、一口1,000円です。

ご住所、お名前、連絡先 (email or お電話番号) を明記の上、下記連絡先にお申込みください。

会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。(口座番号：00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名：ゆうちょ銀行 / 金融機関コード：9900 / 店名：〇一九店 (ゼロイチキューテン) / 店番：019 / 預金種目：当座 / 口座番号：0550500

[福島原発さいたま訴訟を支援する会] 入会申し込み書

※ご記入いただいた個人情報は適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

お名前 (フリガナ)

ご住所

Emailまたは電話番号

[福島原発さいたま訴訟を支援する会]

*吉廣慶子 (みさと法律事務所)
341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所
tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

*北浦恵美
Email: apply@fukusaishien.com
tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582